

JNBP（GTC株）の分譲と使用に関する同意書

1. 本件分譲について

国立大学法人岐阜大学研究推進・社会連携機構微生物遺伝資源保存センター（以下「本センター」）は、微生物遺伝資源の分譲を受けようとする者（以下「依頼者」）が、本センター指定の依頼書をもって微生物遺伝資源の分譲を依頼した場合において、依頼の内容を適当と認めた場合に当該依頼者に対し微生物遺伝資源の分譲を行うものです。

2. バイオセーフティーレベル(BSL)2 および 3 の微生物遺伝資源の分譲について

依頼者は BSL2 および 3 の微生物遺伝資源の分譲を希望するときは、「分譲依頼書」とともに、「BSL2（または BSL3）病原体等分譲申告書」および、「JNBP（GTC 株）の分譲と使用に関する同意書」を添えて、申込みを行います。なお、感染症法 2 種、3 種特定病原体の輸送にかかわる経費等は申込者が全額負担することに同意します。

3. 再分譲・分与の禁止

依頼者は分譲を受けた微生物遺伝資源およびその複製品を第三者に譲渡あるいは分与してはならないことを異議なく承諾します。

4. 適正使用について

依頼者は本センターから分譲を受けた微生物遺伝資源等の取扱いにおいて、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」等を遵守し、微生物および DNA の取扱いに関する日本の法令、ガイドライン、諸規則等を遵守します。

5. 危険性の認識

依頼者は、微生物遺伝資源が潜在的な危険性を有することを認識し、当該微生物遺伝資源の取扱いに熟練した者が、適切な設備および管理下において使用することを承諾します。分譲された当該微生物遺伝資源による事故、災害等の発生に関する全責任を依頼者が負うことを承諾します。

6. 受領書の提出について

依頼者は、当該微生物遺伝資源を本センターから受領したときは、速やかに受領書を提出します。

7. 微生物遺伝資源の表記および論文別冊等の提出について

依頼者は、分譲を受けた微生物遺伝資源を使った成果を公表する（学会発表、論文等を含む）時には、本センター由来であることを示す GTC および JNBP 番号を明記することを承諾します。その際の学会発表の抄録の写し、発表済みの論文の別冊（どちらも PDF 可）を本センターに提出します。

8. 不備等に係る代替処置について

依頼者が、当該微生物遺伝資源を入手した日から 15 日以内に、当該微生物遺伝資源に遺伝学的、生物学的不備があったことを本センターに連絡し、その理由が適当であると判断される場合には、無償にて代替微生物遺伝資源の再送付等適当な代替措置を講じます。

9. 実験終了後の処分について

依頼者は、分譲された微生物遺伝資源およびその複製品が不要になった時には、速やかに滅菌処理など必要な処置を講じ、危険のないように廃棄することを承諾します。

10. 知的財産権について

依頼者は、分譲により当該微生物遺伝資源に関し本センターまたは第三者が保有する知的財産権その他一切の権利が依頼者に譲渡されるものではないことを異議なく承諾します。依頼者は、分譲された微生物遺伝資源の利用、保管、譲渡、その他の行為が第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがあること等を認識し、自らの責任において必要な一切の措置を講ずることとします。また、分譲株を使用して商品化を行った場合は、生物多様性条約に基づき、分与者、原産国との利益配分について別途協議することを承諾します。

11. その他

本同意書に定めのない事項および本同意書の履行に疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図るよう努力することを承諾します。

以上により、同意書 2 通を作成し、本センター、依頼者それぞれが 1 通を所持する。

平成 年 月 日

【依頼者】

機関名・会社名： _____

住 所： _____

電話番号： _____

担当者名： _____ 印

機関長名： _____ 印

【本センター】

機関名： 国立大学法人岐阜大学研究推進・社会連携機構
微生物遺伝資源保存センター

住 所： 岐阜県岐阜市柳戸 1 番 1

責任者： センター長 田中 香お里 印

（本センター記入欄）

（受付日：平成 年 月 日）

（受付番号： _____）